

規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十一号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）

の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「時間外勤務手当に相当する報酬」を「勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第一号会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

第六条第二項を次のように改める。

2 第一号会計年度任用職員が、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）の振替（第一号会計年度任用職員に週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち知事が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた場合には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務の

時間を除く。) に対して、前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

第六条第三項中「正規の勤務時間外に勤務」を「第一号会計年度任用職員が、正規の勤務時間外に勤務」に、「知事が定める時間」を「その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務の時間」に、「前項」を「前二項」に改める。

第七条第一項中「給与条例第十五条第三項に規定する」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十七条の規定により任命権者が定める休日及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十八条の三の規定により教育委員会が定める」に改める。

第九条中「第六条第二項及び第三項並びに」を「第六条及び」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。